

## 令和7年度 石川県特定最低賃金専門部会

## 第2回 百貨店部会 議事録

開催日時	令和7年10月7日 火曜日 9時55分～12時35分		
開催場所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室		
出席委員	公益代表委員	木村 弘	田中 英男
	労働者代表委員	大澤 昇	京堂 陽
	使用者代表委員	石野 弘幸	橋本 政人
	欠席委員		
	事務局	細貝労働基準部長 南出給付調査官	河野賃金室長 春名賃金調査員 石間賃金室長補佐
次第	1 開会  2 議題 石川県百貨店、総合スーパー・マーケット最低賃金の改正金額について  3 閉会		
議事内容	• 別紙のとおり		

別紙

令和 7 年度 石川地方最低賃金審議会  
石川県特定最低賃金専門部会 第 2 回百貨店部会 議事録

令和 7 年 10 月 7 日（火）  
9 時 55 分～12 時 35 分  
金沢駅西合同庁舎別館 共用第 2 会議室

【田中部会長】 定刻前ではございますが、皆さんお揃いでありますので第 2 回百貨店部会を開会いたします。部会の成立状況について報告お願いします。

【事務局】 補佐 本日は全委員にご出席いただいております。現在、百貨店部会 9 名中 9 名のご出席でございまして最低賃金審議会令第 6 条第 6 項に定めます定足数である委員の 3 分の 2 以上、または公労使各側委員の 3 分の 1 以上を満たしておりますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。  
なお、本日の専門部会も公開となっていましたが傍聴希望者は 0 名でございました。

【田中部会長】 議事に入る前に本日の議事録確認者を指名したいと思います。  
公益委員会側は私が行います。労働者側は酒井委員、使用者側は橋本委員にお願いいたします。

まず前回の部会での労使各側の発言内容を確認しておきたいと思います。  
労働者側の発言としましては、多くのパートタイム労働者が従事しているのは地域に雇用を生み出す産業であること、継続した人材確保の面からも地賃を一定程度上回る水準での改正が必要ということで地域別最低賃金に 30 円プラスして 1,084 円とのご主張がありました。

使用者側の発言としましては、全国の百貨店の特定最賃の状況を見ながら、今後の必要性も含まえて審議していただきたい。地賃の引き上げ額 70 円を超える引き上げは難しいということで、地賃プラス 1 円の 1,055 円とのご主張であったかと思います。

以上が労使各側のご意見の概要で、公益としましては今後の特賃のあり方を踏まえて議論することは必要だと思います。特賃は労使主導でまとめるもので

ありますので双方の歩み寄りを期待しております。本日も労使双方の委員の皆さんと共に、全会一致を目指した審議を進めていくことを基本姿勢といたしまして、ご努力いただけるよう確信しております。

10月24日には予備日として3回目の審議も予定しておりますが、本日の審議において、全会一致の結審に至ることができるようご議論をいただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは本日も前回に引き続き金額等について労使双方から個別にご意見をお伺いしたいと思いますが、その前にこの場で何かご発言がありましたらお聞きしたいと思います。

労働者側委員の方、何かござりますでしょうか。

【酒井委員】

発言ということで簡単に、先ほど部会長おっしゃったような主旨で話をさせてもらったかと思いますけども、今、特定産業の優位性を確保するということでこの特定最低賃金があるというのはこの業界を良くしていこうということをやっておりますので、前回は出来るだけ我々も歩み寄りながら話し合っていきたいということで動いておりましたけども、今回2回目でもう少し動きがあればなというふうに考えております。

後はさっき、今回地賃は1,054円ということでしたけども、実際のパートタイムの方の平均の時給という話していると、株式会社ナウキャストの提供の参考資料の中でハローワークで募集している額の平均というのが1,100円程度、まあ1,112円程度になっているということがあります。実質的にはそれだけ高い額で時給を上げられているという状態だということです。フルタイムで働いているパートの方に至っては大体こちらの資料を見ますと、1,251円というのが石川での金額だというふうになってますので、そういう意味で言うと要するにまだこの地賃1,054円から考えた時にまだ上がる余地は十分ある、大きな上げ幅という話ではないのかなというふうに思ってますので、地賃プラス70円というのはインパクトが大きかったというのは理解しましたけども、そこからその金額からしてもまだまだ余地はあるんだというふうに考えておりますので、我々も会社を潰そうとかそんなことを考えていることは毛頭なく、産業を良くしていきたい、せっかく特賃があるので優位性を保っていくということは業界にとってプラスになることではあるかなというふうに思っておりますので、またいい審議ができればなというふうに考えております。

【京堂委員】

委員の京堂です。よろしくお願ひいたします。3日かな1時半から5時ぐら

今までかかった後、職場に戻りまして組合の役員の方にちょっと報告をしましたら、1円の内容で報告したところ、京堂さん1円で4時間も協議するんだつたら、北海道展のレジ1回でも打ってくれませんかと言われました。これが組合の受け止めですよね。やっぱりこういった場面で皆さんも忙しい時間使って出席されてると思いますから生産性かつ、建設的な協議ができればと思っております。どうぞ今日一日よろしくお願ひします。

【大澤委員】

あえて発言をさせていただきますけども、第1回目でですね、良識あるという言葉がどなたから出たと思うんですけども、私は第1回の色々な議論に触れてどういうふうにしようかっていうのが私は審議会のあるべき姿だと思うんですね、これから産業の。今までの議論をしていると労使交渉で金額の方向を交渉してのような形になって業界全体のあるべき姿、またその業界がこの県下の産業をどのように引っ張っていくのかというようなことが全然こう感じられない議論だったかなと思っているんです。

私たちも労働者側として政府が発表しています1,500円の最低賃金を目指していこうというか、これは労使ともに生産性を上げて会社が発展をしてその果実として給料という形の中の賃金という形の中でその果実を共有するというのが目指すべき考え方だと思っております。私たちが様々な産業を見てみると、本当にこの1,500円で中小とか自営業の方々が耐えられるのかなとこういうような心配も一応持っております。ですから最賃が上がればいいんだというような話の中では、このまま最賃がバンバン上がっていくとそれに中小・零細についていけないような状況を招きかねないというところで、この特賃の議論の中で百貨店だとか総合スーパーっていうのは業種の中でも力のある底力になる企業というか産業だと思っておりまますので最賃はある程度県下全体の状況を見ながら抑えつつも、けど引っ張っていく産業として最賃よりもこれぐらい高いんだよっていうのが審議会の中で私は良識のある議論だと思っておりますので、今日あえて発言をさせていただきました。

【田中部会長】

ありがとうございます。

使用者側委員は何かござりますでしょうか。

【橋本委員】

そもそもまず日本で言ったら、最低賃金が上がってきているのはこれは元々欧米の非正規職員と職員の通常の従業員さんの正規職員との給与の格差って8割位になる。アルバイト8割ぐらいの給料いただいているのはヨーロッパであ

ったりアメリカ、だからあんまり正職員にこだわらない。そんなところを日本の場合だと、その8割程度が5、6割アルバイトとか非正規の方は正職員の5、6割だったんですよ。それだとなかなか生活もできないのでなんとか欧米並に上げていこうっていうのが走りで、正職員並みとはいきませんけどアルバイトでも生活できるような賃金にできればいいなっていうことで8割目指してこうずっとやってきました。

それと日本そのものがデフレ時代になりましたよね、デフレ時代の時って言ったら給与を上げる必要ない。物も上がらない。だから私たち経営者側とすると売り上げを伸ばす必要がないので、比較的楽な経営が出来たんでしょう。それであぐらをかいていると日本でどうなったかっていうと、そのバブルのあの1989年90年前後のバブルの時って言ったら、日本の企業というのは世界のベストテン、時価総額ランキング株価のね、ベストテンの中に7社入ってたでしょう、世界のトップ企業はNTTさんだったんですよ。今から30年35年ほど前にそれ今どうなっているかっていうと、ベスト100の中にトヨタさんが50位くらいに入ってただけなんですよ。それはイコール、おそらくデフレ経済のままにしておくと皆さん汗をかかなくなってイノベーションが生まれないんじゃないかなって考えたと思う。その失われた30年の間に、巨大IT企業と言われるGAFAというのが生きてきたでしょう。

日本のNTTが今やベスト100の中にも入ってないっていうこの惨状を見ると、これはもう物も上げていく、給料も上げていくっていうこういう経済構造にしないとイノベーションが生まれないって多分国は考えて、今まで言ったことのない政労使会議で総理大臣が給料上げてくれって言い出したんです、たぶんね。それでもうここに至っては骨太の方針って皆さんこのご存知、政府が毎年6月に出すその骨太の方針に去年最低賃金を上げろって初めて載せて、2029年の1,500円目指してというのは、石破さんの考えね。もう4、5年で1,500円目指せってこうなっていて、だけど我々の正職員の給料そんなふうに上げるって言ってるわけじゃなくて、正職員の給料って言ったら日銀がお示しをした物価目標って、あれ2%ですよ。2%プラス1%で可処分所得がちょっとでも増えるようにということで骨太の方針はこれ正職員用です、会社の従業員用にそれぐらい上げるような継続して上げてということを望むっていうか、期待するっていう考え方で今こう来てます。

それで最低賃金というのは、そこに特定最低賃金って無い。最低賃金、国あげてここ上げていかないっていう。それで百貨店のこの部会で皆さんいろいろおっしゃるけど、これ全国ちょっと見てもらえませんかね。百貨店部会でど

れだけの県が議論しますかね。私は良識のあるというのはそこを言ってるんですよ。百貨店部会、今電機も機械もありますけど、それ地域最賃をどうするかの議論は当然していかんならんけど、その必要性そのものが私はものすごく疑問に感じているということ言いたかった。ぜひそこを考えていただいて全国にもう47都道府県の大半は議論している業種ですって言うと、私もそうかなと思います。今皆さん百貨店議論しているのは何県か分かっているでしょう。皆さん、富山県もそうですけど、地域最賃にシフトしている、これをきちんと議論しましようっていうふうになっているのでそこをぜひ理解してほしい。業種は全て大事、どんな業種がひとつ欠けても世の中動かないんですよ。百貨店も当然スーパーも大事なんです。電機も機械も全部大事だけど、もうここまで来たら地域最賃一本でこれだけ高いんですから、もう一本に絞って議論していく時代になったんじゃないかなっていうふうに思っておりますので、その辺のご理解をぜひお願いしたいっていうのは私ども使用者側の意見です。

【田中部会長】 はいありがとうございます。

【京堂委員】 橋本さんありがとうございました。私もね橋本さんの考えが、最初そう思つて本当に特賃の必要性ってなんなんだろうなと思ってるんですよ。正直な話、地賃が上がってますから特賃って別になくてもいいかなって思ってるんです。だから私は橋本さんの考え方には本當同調して、ひとつ聞きたいのはその中でなぜ今回必要性ありになったのかなっていうところ、ちょっと聞かせてほしいですね。

【橋本委員】 よろしいですか。これは組合側がせっかく言っているのを、手順もきちんと踏まないで私ども一方的に審議なしでできるんですよ、皆さんご存じのとおりですわね。できるんですけど、それをすると信頼関係的なものが損なわれる可能性があるので、前の繊維の例もあるのでソフトランディングって言いますか、十分納得していただける時間を持ちましょうという、そういう思いで必要性ありにしたんですよ。そこをご理解していただけんなら、これもう本当に決裂するなって思いながらおりますので、これは百貨店だけではないですよ。機械も電機もそうでしょう。まだちょっと差があるので、時間がかかりますけど、もういいんではないんですかっていう思いは使用者側全員そうです。 だけども相手がいますよと、連合さんの意見も十分聞いた上でソフトランディングして、皆さん納得するような形で地域最賃一本に絞っていけるようにちょっと時間か

かりましたけど、しませんかっていうことで、今回もやらせていただいている。そこをちょっと理解してもらえたら、ものすごく難しいと思う。決裂はなるべくしない方がいいでしょう。

【京堂委員】 そうですね、ありがとうございました。

【橋本委員】 こちらこそです、よろしくお願ひいたします。

【田中部会長】 他にご意見、ございますでしょうか。

それではここで前回同様、部会を一旦休憩しましてそれぞれに個別にご意見をお聞きしたいと思います。

繰り返しになりますが、全会一致というなるべく結審できるように努力をお願いいたします。

それでは事務局は控室についてご案内してください。

【事務局】 補佐 労働者側の控室は第4会議室、使用者は控室は第3会議室をご用意してございます。

(公労・公使折衝)

【田中部会長】 それでは部会を再開いたします。

双方の主張内容について確認させていただきたいと思います。

そもそも最初から必要性ありなしの認識で食い違いがございまして、なかなか合はないところがありまして、金額の方も依然として開きがあるということです。

使用者側の方は、現行よりプラス61円で地賃に対しプラス1円。色々な業界的なこともありますし、相対的に61円は高い水準であるということでそれ以上は譲れない立場がありました。

労働者側については、引き続き人手不足ですか業界の振興ということを考えると、必要な一定の引き上げが必要であると、それで他の業界等の比較においての物差というのはやはり承服できないということで、百貨店、総合スーパーの発展、人手不足の解消とかそういうことを考えて、真摯に議論をいただ

きたいということで、当初示されてました地賃よりプラス 30 円というところからは譲歩いただきて下がってきた感じなんですが依然開きがあるとということで、審議を本日の部会では合意に至らないということで判断いたしました。

本日はこれで終了いたしまして、予備日としております第 3 回部会を開催することで合意に向けて審議を進めたいと思っております。

次回第 3 回については、公益側としてできる限りの調整に努めたいと考えております。是非とも全会一致の結審に向けてご努力をお願いできればと思います。

何か最後にご意見等ござりますでしょうか。

なければ次回の案内を事務局からお願ひいたします。

【事務局】補佐

次回、3 回目となります百貨店部会は 10 月 24 日金曜日、午前 10 時から本日と同じ 2 階会議室で開催をさせていただきます。

なお、当日所要により欠席される場合は事前に事務局までご連絡いただきますようお願いをいたします。

【田中部会長】

これで本日の百貨店部会を終了いたします。

お疲れ様でした。